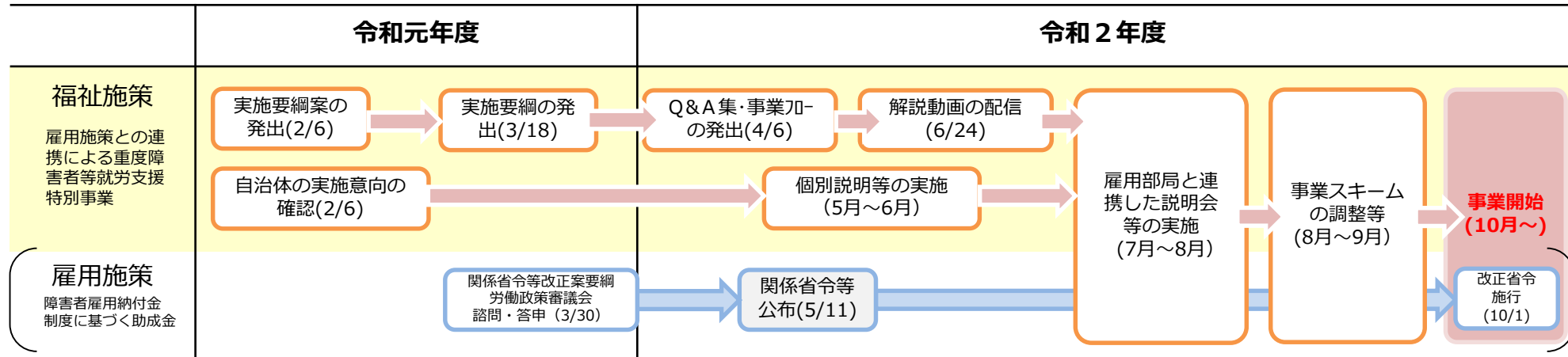


「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の実施に向けた対応状況等について

- 令和2年10月から開始する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の円滑な実施に向けて、
 - ・ 詳細なQ&Aや解説動画を作成し、各市町村の疑問点の解消などを図るとともに、
 - ・ 実施を検討中の市町村に対して、雇用部局とともに説明会に出向くなど、事業実施に向けた個別対応を実施
- 令和2年8月時点で、13市町村(11市1町1村)が10月からの開始に向けて準備中。
- 今後も引き続き、各自治体における円滑な事業実施を支援をするとともに、本事業の更なる活用を促していくため、取組状況を定期的に把握・集約し、広く情報提供等を実施する予定。

事業開始までのスケジュール



支援スキーム

別紙のとおり

実施予定自治体(8月14日時点)

※現時点における事業実施予定であり、事業実施が確定しているものではない

13 市町村

千歳市(北海道)、さいたま市(埼玉県)、我孫子市(千葉県)、長野市・南箕輪村(長野県)、豊橋市・豊川市(愛知県)、四日市市(三重県)、松江市(島根県)、備前市(岡山県)、宇部市(山口県)、三木町(香川県) 外1市

【別紙】 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

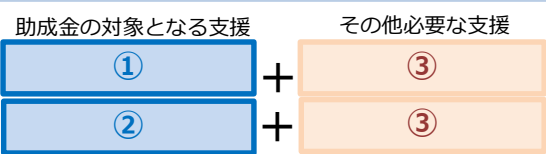
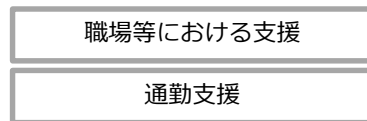
令和2年度から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、次の取組を実施。

- 雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した企業に対し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その費用の一部を助成（**雇用施策：障害者雇用納付金制度に基づく助成金**）
- 自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施（**福祉施策：地域生活支援事業**）

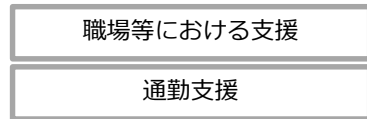
雇用 施策	<p>① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象・・・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用 ○ 助成率・・・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・・・障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで） ○ 支給期間（上限）・・・開始から年度末 	共通事項
	<p>② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象・・・障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱に係る費用 ○ 助成率・・・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・・・障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで） ○ 支給期間（上限）・・・3月間（～年度末） 	
福祉 施策	<p>③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援事業(市町村任意事業)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援 ○ 実施主体・・・市町村等（補助率：国 50/100以内、都道府県 25/100以内） 	
		<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 <p>の利用者</p> <p><支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 <p>サービス事業者</p> <p><支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等が通勤や職場等において必要な支援の提供に係る支援

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者※1



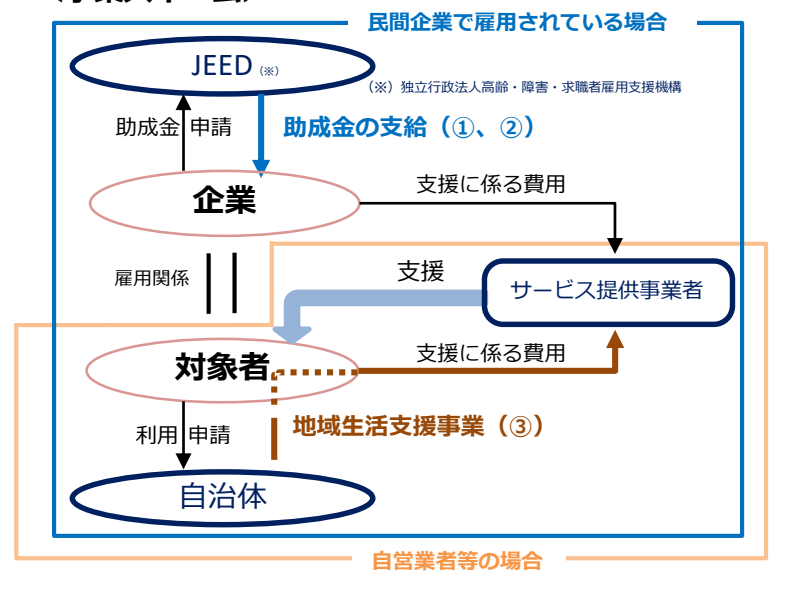
B 自営等で働く者※2



※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

※2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援事業により支援。

<事業スキーム>



障害者雇用・福祉連携強化PTについて

構成

主査：厚生労働審議官 **副主査**：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

開催状況 ※1

第1回	令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
第4回	令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング② ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏 (海外事例について))
第5回	令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 眞氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏) (通勤支援や職場等における支援等の在り方について))
第7回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上))
第8回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会(会長 阿部一彦氏)(同上))
第9回	令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏)(同上))
第10回	令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について ※2 (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他
第12回	令和2年3月19日	議事：(1)新型コロナウイルスの対応に係る障害者就労への影響等について (2)今後の障害者就労支援施策について (3)その他
第13回	令和2年6月29日	議事：(1)新型コロナウイルス感染症への対応について (2)今後の障害者就労支援施策について (3)その他

※1 PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

※2 教育分野との連携については、PTのもと、両省担当者間で引き続き検討を進める予定